

## 日本法学会課題調査報告

被虐待児の法医解剖例に関する調査 平成 19(2007)年～平成 26(2014)年

日本法医学会企画調査委員会

日本法医学会では、過去 3 度（前回は 2000 年～2006 年）にわたり、被虐待児の法医解剖事例の調査を行ってきた。3 度目の調査初年である 2000 年に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）が施行されて以来、社会的な認知度が高まる一方、児童相談所（以下「児相という」）及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は高止まりを続けている状況である。今回の調査は、前回調査からの継続性を考慮し、2007 年から 8 年間の法医解剖例について行ったものであり、この調査結果が虐待による死亡を抑止する施策につながっていくことを期待している。

なお、このアンケートの実施にあたり、日本法医学会倫理委員会の承認を得ている。

### 1. 調査対象について

調査対象としては、前回同様、児童虐待防止法上の虐待（狭義の虐待：保護者とその監護する 18 歳未満の児童に対し繰り返される身体的暴行あるいは（かつ）ネグレクトにより死に至ったもの）のほか、嬰兒殺及び嬰兒の遺棄、無理心中、その他の殺人を対象とした。その他の殺人と狭義の虐待との区分は困難だが、原則として、各機関「虐待の有無」への回答を判断基準とした。

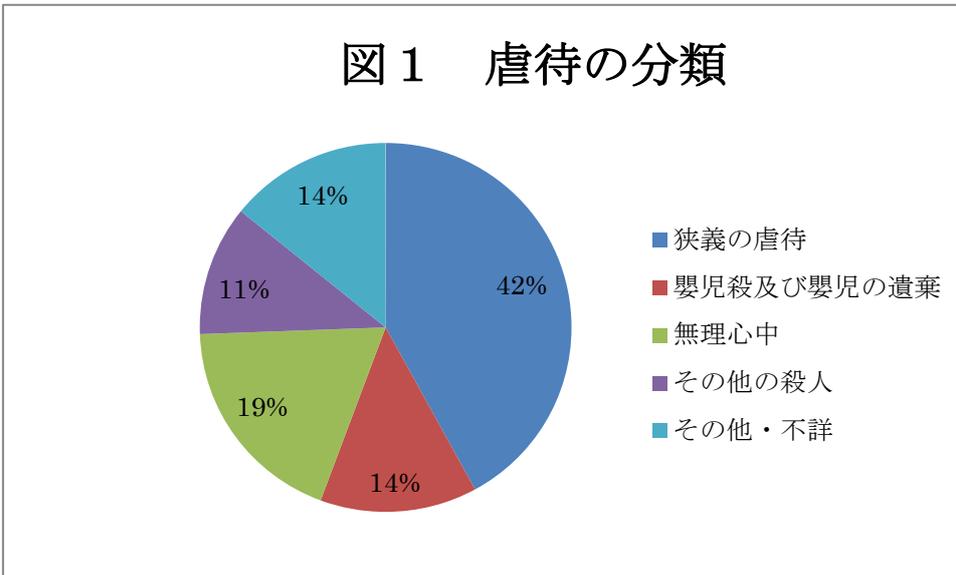
### 2. 調査機関

アンケート送付は機関会員すべてに行ったが、このうち法医解剖を実施している 80 機関中 45 機関から回答（56%）があった。

### 3. 類型分類

今回の報告では、1. 狭義の虐待、2. 嬰兒殺及び嬰兒の遺棄、3. 無理心中、4. その他の殺人、5. 不詳・その他の事例 に分け、特に狭義の虐待に重点を置き、報告を行う。本アンケートでは、8 年間で 429 例が報告されたが、そのうちの 34 例は、この調査対象に含まれない、虐待を伴わない自殺・内因死・不慮の事故と考えられるものだったため、残余の 395 例に関して分析を行った。その内訳は、狭義の虐待が 166 例（42%）、嬰兒殺及び嬰兒の遺棄が 54 例（14%）、無理心中が 74 例（19%）、その他の殺人が 45 例（11%）、その他及び不詳が 56 例（16%）となっている。前回（2000 年～2006 年）の調査と比較すると、1 年の平均事例数は前회가 55 に対し、今回は 49 であり、被虐待児の剖検数はほぼ横ばい

と行ってよい。



#### 4. 狭義の虐待死亡事例

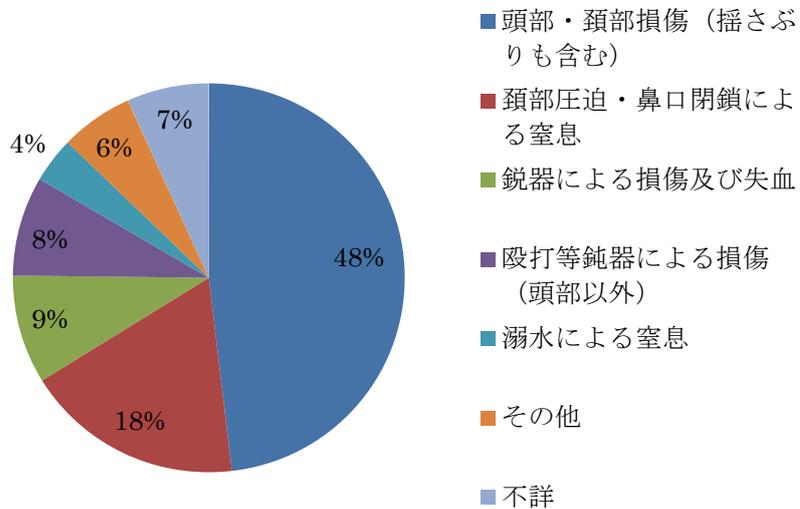
##### 4-1. 狭義の虐待の分類

狭義の虐待には、身体的暴行、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4類型があるが、死亡事案という点では身体的暴行かネグレクトかのどちらか、あるいはその合併となる。本調査では全例の166例のうち、身体的暴行が合併も含め133例、ネグレクトが55例（内身体的暴行との合併を除くものは33例）、性的虐待が5例（いずれも身体的暴行など他の類型との合併）、心理的虐待が7例（いずれも他の類型との合併）であった。

##### 4-1-1. 身体的虐待事例（ネグレクトの合併を含む）

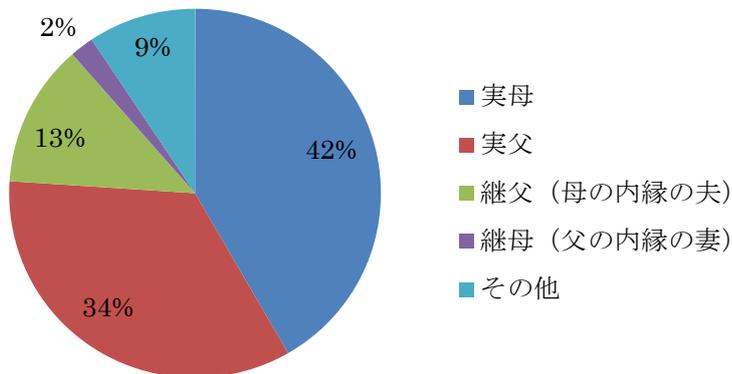
ネグレクトとの合併を含めた身体的暴行事例133例の性別は男子79例、女子54例、年齢は、0歳が34例（内6月未満が24例）、1歳23例、2歳18例、3歳12例、4歳7例、5歳10例、6歳～10歳16例、11歳～17歳13例であり、平均は3.7歳、3歳未満が56%だった。死因は頭頸部外傷が64例（48%）、窒息（溺水を除く）が24例（18%）、鋭器による損傷及び出血が12例（9%）、殴打等鈍器による損傷（頭部を除く）が11例（8%）、以下、溺水5例、全身の衰弱4例、熱傷3例、熱中症1例となっており、死因不詳または不詳の外因が9例だった。頭頸部外傷のうち23例について、硬膜下血腫との記載があり、窒息のうち16例が頸部圧迫（絞頸、扼頸）によるものだった。

図2 身体的暴行の死因



主な加害者としては、判明している96例中実母が40例（42%）、実父が33例（34%）、継父・母の内縁が12例（13%）、継母・父の内縁が2例、祖父が1例、その他の親族が2例、親族以外が6例だった。協力者を含めてもその傾向は変わらない。主な加害者の年齢については、最年長が66歳（祖父）、最年少が19歳（継父など）、平均が31歳、協力者の最年少は18歳、平均は28歳だった。

図3 身体的暴行・主な加害者



虐待の原因・動機については、有意な回答129例（重複を含む）中33例が反抗的態度・泣き声であり、特に実父については33例中16例、継父・母の内縁の12例中6例と約半数

がこの動機との回答だった。次いで、愛情欠如（16例）、無責任（15例）が多く、さらに加害者の精神異常（12例）、家庭不和（11例）、貧困（11例）、死亡児の身体的障害（11例）と続いている。特に、加害者の精神異常のうち、10例が実母であり、母親の鬱病や育児ノイローゼが目立った。

虐待の手段については、有意な回答126例（重複を含む）中、35例が殴打・蹴りであり、次いで、投げる・落とすが19例、鼻口部圧迫が12例、その他が17例、となっている。その他にはナイフなどの鋭器に因るもの、頭部の激しい揺さぶりが多かった。

虐待の場所は回答を得た99例中85例が自宅屋内、2例が屋外、不詳が12例だった。異変後の病院搬送については、有意な回答90例中71例が搬送ありで前回（83例中71例）同様高率を示している。事件送付の有無とその種類では、無回答や不詳が多く、有意な回答が58例と少数に留まったものの、そのなかでは傷害致死として送付が32例、殺人として送付が18例と両者が大きな割合を占め、事件送付されないは4例だった。

過去の虐待の有無については、有意な回答93例のうち、なしが62例、ありが31例で、ありのうちの30例が身体的虐待及びネグレクトなどとの合併であった。過去の虐待の情報源は有意な回答30例中、今回の剖検が13例、児相の介入6例、警察の介入4例、受診歴が3例だった。

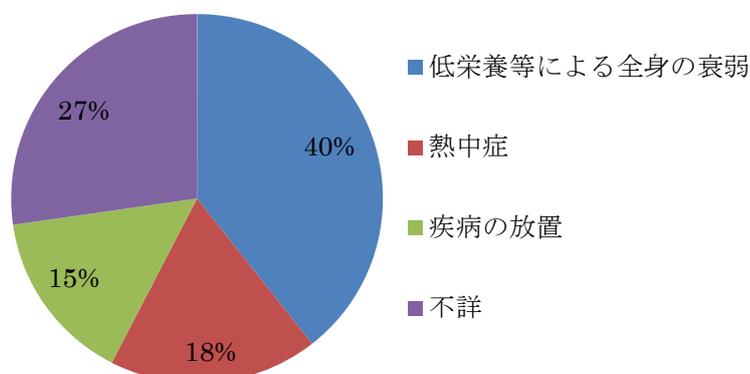
家族構成に関する設問のうち、兄弟姉妹への虐待については、有意な回答30例中11例がありと答え、兄弟姉妹への虐待の可能性の高さが示唆された。

母子手帳の記載状況については、有意な回答が28例に留まったが、そのうちの20例が「それなりに記載」との回答で、回答のあった例では比較的記載されている例が多かった。検診歴についても有意な回答30例中21例が「一通り受診」で、「受けていない時期がある」が8例、「全く受けていない」が1例で、母子手帳の記載状況とほぼ同様な結果だった。

#### 4-1-2. ネグレクト事例（身体的虐待との合併は含まない）

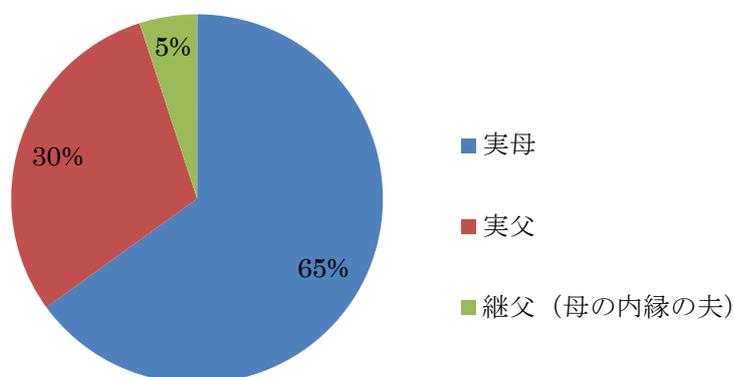
ネグレクト33例（身体的虐待との合併は含まない）のなかで同一事件が2例あり、それぞれ2名が死亡した。その性別は男子23例、女子10例、年齢は0歳児が14例（内6月未満が11例）、1歳児が8例、2歳6例、3歳1例、4歳2例、9歳と16歳が各1例であり、平均は1.7歳、3歳未満が85%と身体的虐待に比べ低年齢層が高率になっている。死因は低栄養等による全身の衰弱が13例、熱中症が6例、疾病の放置が5例で、他は不詳だった。

### 図4 ネグレクトの死因



主導的な加害者としては判明している 20 例中実母が 13 例（2 例は実父も加担）、実父が 6 例（2 例は実母も加担）、継父が 1 例であり、加害者の年齢は最高が実母の 40 歳、最小が実母・実父の 19 歳、平均が 27 歳だった。

### 図5 ネグレクト・主な加害者



虐待の原因・動機については、有意な回答 30 例中、無責任が 9 例、貧困が 6 例、加害者の精神異常が 4 例、死亡児の身体的障害、愛情欠如が各 3 例などだった。

虐待の手段については、有意な回答 16 中、食事制限、治療せず放置が各 5 例、高温場所放置が 4 例、その他 2 例だった。

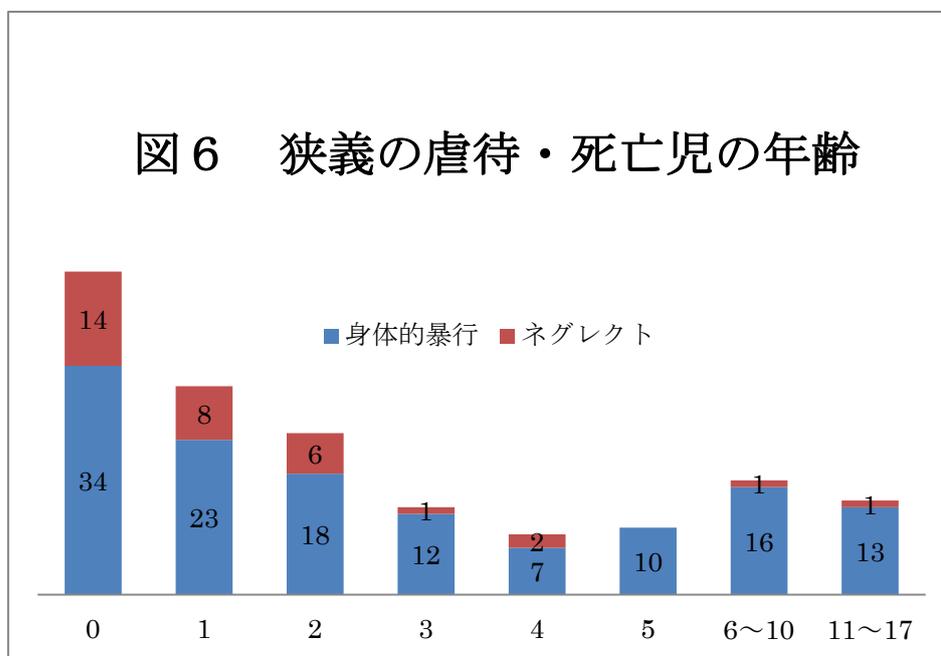
虐待の場所については、回答を得た 29 例中、自宅屋内が 23 例、車両内が 4 例、不詳が 2 例であり、異変後の病院搬送は、有意な回答 20 のうち 13 があり、7 がなしで、身体的虐待と比べやや低率を示している。事件送付の有無とその種類は、有意な回答が 6 例と少な

く、うち3例が保護責任者遺棄として送付、殺人が2例、事件送付されないが1例だった。

過去の虐待については、有意な回答20例中、ありが5例、なしが15例で、ありの5例全例がネグレクトだった。その情報源は児相の介入が3例、今回の剖検が1例、その他が1例だった。

家族構成に関する設問のうち、兄弟姉妹への虐待については、有意な回答9例中7例がありと答え、身体的虐待以上に兄弟姉妹への虐待の可能性の高さが示唆された。

母子手帳の記載状況については、有意な回答が12例に留まったが、そのうちの6例が「それなりに記載」、6例が「未記入欄が多い」との回答で、身体的虐待以上に未記入が多かった。検診歴については有意な回答12例中5例が「一通り受診」で、「受けていない時期がある」が4例、「全く受けていない」が3例で、これも身体的虐待に比べ受けていない例が多かった。



#### 4-2. 狭義の虐待に関する他の設問に対する回答

以上、身体的虐待とネグレクトに関して個別項目の集計を報告したが、以下は上記以外の設問の回答について述べる。

##### 4-2-1. 身体各部の損傷

身体各部の損傷については、狭義の虐待166例中、117例～128例について回答を得た。部位では頭部顔面が新旧併せ89例と最も多く、以下、胸腹部59例、下（肢54例、上肢52例等であった。表1に各部位の新旧の区別を示す。

部位	新しい損傷	古い損傷	新旧の混在	損傷の計	なし	計
頭部顔面	41	15	33	89	39	128
頸部	29	0	3	32	93	125
胸腹部	31	10	18	59	68	127
外陰部・肛門	5	2	2	9	111	120
上肢	25	7	20	52	72	124
下肢	24	10	20	54	69	123
背部	15	6	14	35	82	117

表1 身体各部の損傷、新旧損傷の有無（重複回答あり）

頭部顔面では、新旧併せ、硬膜下血腫（出血）が40例、くも膜下出血が23例、脳挫傷が7例あり、新旧の混在も目立った。頸部は蒼白帯（2例）、表皮剥脱（12例）、皮下出血（8例）と、頸部圧迫に関連する所見が多く、胸腹部は刺創（4例）、肺や肝臓等の挫傷（2例）、骨折（12例）など、多様な所見が見られた。外陰部・肛門では、熱傷・火傷を除き性的虐待と思われる所見が3例あった。上肢下肢では、いずれも皮下出血、表皮剥脱が多数みられ、切創または刺創（計6例）、骨折（計4例）も散見された。背部では新旧の皮下出血のほか、刺創などの創が6例あった。

さらに、各部位の損傷については、頭蓋内損傷が66例と最も多く、虐待の指標とされる胸腺の萎縮が47例等であった。表2に有無の別を示す。

表2 身体各部の損傷等の有無

部位	あり	なし	計
頭蓋内損傷	66	64	130
頸部圧迫痕	12	107	119
胸腹部臓器の損傷	25	96	121
胸腺萎縮	47	63	110
性器の異常	0	120	120

生前・死後の画像診断の概要については21例について回答を得たが、硬膜下血腫、頭蓋骨骨折、脳浮腫等、頭部外傷に関する記述が19例を占め、他の2例は他の部位の骨折の指摘だった。

#### 4-2-2. 窒息の有無と分類

窒息に関しては回答を得た123例中、ありが30例で、そのうちの13例が頸部圧迫、6例が鼻口部閉鎖、吐物吸引、溺水が各4例、その他が3例だった（重複あり）。頸部圧迫では、ネクタイ、紐、電気コードなどによる絞殺が7例、鼻口部閉鎖では、全身を寝具やク

ッションで覆う、うつぶせ寝で頭を押さえつけるなどがあり、溺水では全 4 例が浴槽内での死亡だった。

#### 4-2-3. ネグレクトの有無とその分類

ネグレクトに関しては回答を得た 113 例中、ありが 40 例で、そのうちの 18 例が低栄養状態、9 例が疾病の放置、熱中症が 6 例、脱水状態が 3 例、その他が 5 例だった。疾病や傷害の放置（医療ネグレクト）では、膿瘍に対する未受診、頭部外傷後の放置、宗教の指示による投薬の中止など、また、熱中症では乳幼児の車内放置（4 例）が目立った。

#### 4-2-4. 性的虐待の概要

「陰囊の皮下出血」「肛門への異物挿入の疑い」「膣と肛門をたびたび強姦」という 3 例の記述があった。

#### 4-2-5. 心理的虐待の概要

「目の前で加害者（実父）が実母に暴力を振るう」との 1 例の記述があった。

### 5. 嬰兒殺及び嬰兒の遺棄の事例

嬰兒殺・嬰兒の遺棄 54 例中、51 例が出産直後、1 例が胎児、生後 1 月と 2 月が各 1 例で、死因に関しては頸部圧迫等による窒息が 15 例、低体温、溺水が各 4 例、刺殺が 3 例、出産直後の遺棄致死が 8 例等であった。遺棄致死の場合、死因としては凍死、溺水が疑われるが確定困難な事案が多かった。

加害者は判明分 39 例全例が実母、3 例が実父も加担していた。実母の年齢は最小が 15 歳 3 名、最高は 48 歳で平均は 27 歳だが、10 代の 9 名が目立った。

動機としては、有意な回答 26 例中、無責任 8、母の精神異常 5、貧困 4、愛情欠如 2 などであったが、出産を期待していない例がほとんどだった。

母子手帳については、有意な回答があった 14 例中、11 例が「交付されていない」、2 例が「それなりに記載されている」、1 例が「未記入欄が多い」、であり、検診の状況も交付された 3 例のみ一通りの検診を受けていた。

事案の概要をみると、トイレでの出産後、そのまま落下、投げ捨て等が 6 例、出産後、ビニール、段ボールなどに入れ遺棄が 3 例、自宅や車内で出産後放置が 2 例などであった。

### 6. 無理心中の事例

無理心中事例の被害児数は 74 名だったが、同一事件が 8 例あり（内 1 例は被害児 3 名）事件数は 65 例だった。死亡児の年齢は 0 歳 15 名、1 歳～5 歳 23 名、6 歳～10 歳 20 名、11 歳以上 16 名、平均 6.3 歳と、他の虐待類型と比べ、全年齢に分布していた。死因は 17 事例が頸部圧迫等による窒息、16 事件（24 名）が練炭等を用いた一酸化炭素中毒、10 例

が溺水、9例が煙、火災、熱傷によるものだった。

加害者については、回答を得た61例（事件数：以下同じ）中41例が実母、17例が実父であり、年齢は実母が平均38歳、実父が平均43歳、最高が祖父の63歳と、狭義の虐待、嬰兒殺等と比べ高齢だった。また、加害者の自殺動機は、有意な回答を得た42例中、精神疾患など健康問題が24例、配偶者の不倫などを含む家族関係が5例、貧困等経済問題が4例だった。

事件の概要をみると、頸部圧迫、鼻口部閉鎖による窒息、車内や屋内で練炭や炭を用いた一酸化炭素中毒、自宅や車両での放火・点火、湖水・海水などへの入水といった死因上位の事件以外に、刺殺が6例、高所からの転落殺・飛び降りが4例あった。

## 7. その他の殺人の事例

その他の殺人に分類した事例は、死因の種類は他殺で虐待の疑いもあるものの回答機関が狭義の虐待に分類しなかったものであり、反復性がないなどの理由が考えられるが、いわばグレーゾーンである。前回（2000年～2006年）の分類では、その他の事例のなかに、その他の殺人と死因の種類が不詳又は不詳の外因等を入れたが、今回はその2つを別のカテゴリーとした。どちらもグレーゾーンではあるが、その他の殺人は、より一般の殺人に近い事例、その他不詳の事例は、他殺か事故かが判然としないが虐待が疑われる事例である。

その他の殺人の45例中、死亡児の年齢は0歳が8例、1歳が8例、2歳～5歳が7例、6歳～10歳が12例、11歳以上が10例、平均が6.0歳と、ほぼ無理心中事例と同様に年齢層が広がっているところは狭義の虐待と異なる。死因は31例が窒息（不詳を除く死因の73%）、うち23例が頸部圧迫によるもの、鋭器による損傷・失血が7例、一酸化炭素中毒が2例などだった。

主な加害者は、有意な回答29例中、実母が23例（うち1例は実父も加担）、実父が4例などだった。その年齢は、実母が平均37歳、実父が38歳と、ここでも分布は無理心中に近かった。異変後の病院搬送については、判明分27例中12例がありとの回答で、この数字も狭義の虐待より低い。

## 8. その他・不詳の事例

その他・不詳の事例に分類したのは56例であり、そのなかには狭義の虐待、その他の殺人が疑われるものが含まれているが、いずれも回答機関が狭義の虐待とは分類せず、原則として死因の種類は他殺以外と回答したものだ。また、嬰兒殺及び嬰兒死体遺棄の疑いのあるものも含まれているが、多くは他殺あるいは故意の遺棄と推定するには証拠に欠けているものだった。ここでは、狭義の虐待または殺人が疑われる事例、嬰兒殺及び嬰兒死体遺棄が疑われる事例、その他の事例に分けて報告する。

### 8-1. 狭義の虐待・殺人が疑われる事例

ここに分類した事例は 25 例で、死亡児の年齢は 0 歳が 6 例、1 歳が 8 例、2 歳～5 歳が 5 例、6 歳～10 歳が 4 例、11 歳以上が 2 例で平均は 3.4 歳であり、年齢階層としては狭義の虐待の数字に近い。死因は、硬膜下血腫等の頭部外傷が 8 例、窒息 3 例、溺水 3 例で、いずれも不慮の事故の疑いを否定できないとはいえ、特に揺さぶられっ子症候群の疑いとされる事例その他の頭部外傷に関しては虐待の可能性が指摘できる。加害者は全例で判明していない。

### 8-2. 嬰兒殺及び嬰兒の遺棄が疑われる事例

これに該当する事例は 16 例あり、全例が生後 1 月以下で、判明している死因は、頭部外傷が 2 例、窒息 1 例、溺死 1 例、内因死（肺機能不全）1 例だった。加害者は、2 例（実母と親族以外）以外は判明しておらず、多くが不詳の死、または不詳の外因死とされている。

### 8-3. その他の事例

残余の 15 例がこれにあたり、死亡児の年齢は、0 歳が 7 例、1～5 歳が 5 例、6～10 歳が 0、11 歳以上が 3 例で、平均は 3.3 歳、特定されている死因は、頭部外傷、溺死、焼死、熱射病、乳幼児突然死症候群（疑い）、好酸球性肺炎各 1 例だった。いずれも事故死の可能性もあり、上記 2 分類以上に積極的に虐待や殺人と推定する根拠は乏しかった。

## 9. まとめ

法医鑑定の第一の目的は、解剖や諸検査によって犯罪や非犯罪の証拠を入手し、適正な司法手続に寄与することであり、これは子どもの死亡事案でも同様である。しかし、現在社会の要請はそれにとどまらず、死因究明の過程で得た様々な知見を犯罪の抑止や事故等の再発防止に活用することが求められている。とりわけ、子どもが社会の財産であり、子どもの死は言葉では表せない悲惨なものであるがゆえに、子どもの死の分析、予防できたはずの死に関する考察が望まれている。虐待事案はおそらくそのほとんどが予防できる死であり、その状況を精査したうえでの予防策の探求こそが必要である。

本アンケートがこうした社会の要請に応えられるものかは確答しにくい。機関回収率が低率（56%）であり、かつ設問によっては無回答の事案もかなり多かった。また、事件送致に関する情報や母子手帳記載情報はそもそも未知である機関も多く、さらに回答率は低下していた。ただ、このようにマイナス要因も指摘できるものの、今回得られた様々な事象は有益なものが多々含まれている。身体的暴行では頭部外傷が突出していること、加害者としては実母、実父が多く、とりわけネグレクト事案では実母が 3 分の 2 を占めること、身体的暴行の際の病院への搬送率が比較的高く、虐待加害者の微妙な感情を反映していること、など、回答の集計結果には数々の示唆が含まれている。この報告が法医学関係者だけでなく、児童虐待の関連業務や研究に携わる方々に役立てていただければ幸甚である。

私たちが集計した死亡事例の背後には、膨大な数の児童虐待があり、死亡という最悪の事態を避けるには前段の取組みが不可欠である。つまり虐待が疑われた時点で、その創傷の評価を行い虐待の存否を推定することによって、一時保護などの対策を講じることができる。その際、創傷鑑定の専門家として法医学者の役割は非常に大きく、すでに地域によっては、小児や救急などの臨床の現場、児童相談所や保健所、警察と連携しつつ、法医学者が生体の鑑定を多数行っている。今後はさらに多くの法医学者が臨床法医学の実践に取り組み、虐待の防止に貢献できるよう努力されることを期待している。

## 10. 謝辞

貴重な時間を割いて本アンケートにご協力いただいた関係機関に深く感謝する。

日本法医学会企画調査委員会

委員長 岩瀬博太郎

副委員長 舟山真人

委員 赤根敦、浅野水辺、池谷博、神田芳郎、山崎健太郎（50音順）

### 【参考資料】

1. 日本法医学会課題調査報告（VII）被虐待児の司法解剖例収録. 日法医誌 1982; 36: 768-790.
2. 日本法医学会課題調査報告(XVI)被虐待児の司法剖検例に関する調査 平成2年(1990)～平成11年(1999). 日法医誌 2002; 56: 276-279.
3. 日本法医学会課題調査報告 被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成12年(2000)～平成18年(2006). 日法医誌 2008; 62:222-228.